

札幌市内部統制制度実施要綱

令和 2 年 3 月 23 日

市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の内部統制制度の実施に関し、必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本方針 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 1 項に基づき札幌市長が定める札幌市内部統制基本方針をいう。
- (2) 対象事務 基本方針に定める内部統制の対象となる事務をいう。
- (3) リスク 対象事務の適正な執行の阻害となる要因をいう。
- (4) リスク対応策 リスクの発生を防止し、又は低減するための対応策をいう。
- (5) 内部統制体制の整備 基本方針に基づき、組織内の全ての部署において、リスク対応策を整備し、対象事務において実施するための体制を整えることをいう。
- (6) 内部統制体制の運用 リスク対応策が、事務上のミスの防止や問題の早期発見につながるなど、効果を発揮して機能することをいう。
- (7) 内部統制体制の評価 内部統制体制の整備及び内部統制体制の運用の状況について把握し、不備の有無について確認することをいう。
- (8) 局 札幌市事務分掌条例（昭和 46 年条例第 40 号）第 1 条に規定する室及び局並びにこれらに相当するものをいう。
- (9) 部 札幌市事務分掌規則（昭和 47 年規則第 23 号。以下「規則」という。）第 2 条第 3 項の部及びこれらに相当するものをいう。
- (10) 課 規則別表 1 から別表 3 までに規定する課及びこれらに相当するものをいう。

(内部統制最高責任者)

第 3 条 内部統制体制の整備、内部統制体制の運用及び内部統制体制の評価

(以下「内部統制体制の整備等」という。)に関する最終的な責に任ずるため、内部統制最高責任者(以下「最高責任者」という。)を置く。

2 最高責任者は市長をもって充てる。

(内部統制副最高責任者)

第4条 内部統制体制の整備等に関し、最高責任者を補佐し、必要な検討や各局に対する指示を行わせるため、内部統制副最高責任者(以下「副責任者」という。)を置く。

2 最高責任者に事故があるとき、又は欠けたときは、副責任者がその職務を代理する。

3 副責任者は、総務局を所管する副市長をもって充てる。

(内部統制総括責任者)

第5条 最高責任者及び副責任者の命を受け、内部統制体制の整備等に関する事務を処理させるため、内部統制総括責任者(以下「総括責任者」という。)を置く。

2 総括責任者は、総務局長をもって充てる。

(各局内部統制推進責任者)

第6条 局内におけるリスク対応策の整備及び実施を総括し、必要な指導・助言を行わせるため、局に各局内部統制推進責任者(以下「各局責任者」という。)を置く。

2 各局責任者は、局の長(これに準ずるものを含む。)をもって充てる。

(各部内部統制推進責任者)

第7条 部内におけるリスク対応策の整備及び実施を監督し、必要な指導・助言を行わせるため、部に各部内部統制推進責任者(以下「各部責任者」という。)を置く。

2 各部責任者は、部の長(これに準ずるものを含む。)をもって充てる。

(内部統制推進員)

第8条 課内の対象事務に関するリスクを把握し、必要なリスク対応策の整備を行うとともに、リスク対応策の実施状況を日常的に把握し、それらの不備に対する是正を図らせるため、課に内部統制推進員を置く。

2 内部統制推進員は、課の長(これに準ずるものを含む。)をもって充て

る。

(職員の責務)

第9条 職員は、対象事務を執行する中で日常的に起こり得るリスクを把握し、必要なリスク対応策を検討することに努めるとともに、整備されたリスク対応策を遵守するものとする。

(内部統制推進部局)

第10条 総括責任者を補助し、内部統制体制の整備及び内部統制体制の運用を全庁的に推進する役割を担う部局として内部統制推進部局（以下「推進部局」という。）を置く。

2 推進部局は、総務局行政部総務課とする。

(内部統制評価部局)

第11条 総括責任者を補助し、内部統制体制の評価を行い、地方自治法第150条第4項に規定する報告書（以下「内部統制評価報告書」という。）を作成する役割を担う部局として内部統制評価部局（以下「評価部局」という。）を置く。

2 評価部局は、総務局行政部総務課とする。

(札幌市内部統制会議)

第12条 次に掲げる事項を行うため、札幌市内部統制会議（以下「会議」という。）を設置する。

- (1) 内部統制体制に関する最高責任者の意識の共有
- (2) 内部統制体制に関する最高責任者からの指示
- (3) 内部統制評価報告書に関する事項
- (4) その他内部統制体制に関する重要事項

2 会議は、議長及び委員をもって組織する。

3 議長は最高責任者をもって充て、議長は必要に応じて会議を招集する。

4 委員は、副市長及び各局責任者をもって充てる。

5 会議の庶務は、推進部局において行う。

(評価対象期間の取組み)

第13条 内部統制体制の評価における評価対象期間は、毎年4月1日を始期として、翌年3月31日を終期とする。

- 2 推進部局及び評価部局は、評価対象期間内のリスク対応策の整備方法及び内部統制体制の評価方法について、あらかじめ実施方針を策定する。
- 3 内部統制推進員は、前項に規定する実施方針に基づき、課内におけるリスク対応策を整備し、これを実施する。
- 4 評価部局は、第2項に規定する実施方針に基づき、評価の基準日を第1項に規定する評価対象期間の終期とした上で、内部統制体制の評価を行い、次に掲げる事項を内部統制評価報告書に記載する。
 - (1) 内部統制体制の整備及び内部統制体制の運用に関する事項
 - (2) 評価の手続
 - (3) 評価の結果
 - (4) 内部統制体制の不備の是正に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、記載することが相当と最高責任者が判断した事項(監査委員との連携)

第14条 最高責任者、副責任者、総括責任者、推進部局及び評価部局は、監査委員の視点をより効果的な内部統制体制の整備等につなげるため、必要に応じて監査委員との連携を図るものとする。

(委任)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。